

政令第五十一号

防衛省組織令等の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第四項、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二十三条、第三十条、第百三条第一項及び第二項並びに第百三条の二第一項、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十一条の三第一項及び同法第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十九条の三第一項並びに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第六十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（防衛省組織令の一部改正）

第一条 防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二百十五条に次の一号を加える。

三 防衛施設庁の情報システムの整備及び管理に関すること。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第二条 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項及び第二項中「及び旅団」を「旅団及び中央即応集団」に改める。

第十二条の四の次に次の三条を加える。

（中央即応集団）

第十二条の五 中央即応集団は、中央即応集団司令部及び空挺団一、ヘリコプター団一、特殊作戦群一その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は中央即応集団司令部以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

（中央即応集団司令官）

第十二条の六 中央即応集団司令官は、陸将をもつて充てる。

2 中央即応集団司令部の事務は、中央即応集団司令官が掌理するものとする。

（中央即応集団司令部）

第十二条の七 中央即応集団司令部に、中央即応集団副司令官二人を置く。中央即応集団副司令官は、陸

将補をもつて充てる。

2 中央即応集団副司令官は、防衛大臣の定めるところにより、中央即応集団の隊務につき中央即応集団司令官を助け、中央即応集団司令官に事故があるとき、又は中央即応集団司令官が欠けたときは、中央即応集団司令官の職務を行う。

3 中央即応集団司令部に、幕僚長一人を置く。幕僚長は、一等陸佐をもつて充てる。

4 幕僚長は、中央即応集団司令官を補佐し、中央即応集団司令部の部内の事務を整理する。

5 中央即応集団司令部に、所要の部及び課を置く。

第十三条中「及び旅団司令部」を、「旅団司令部及び中央即応集団司令部」に改める。

第四十七条第一項中「一人」の下に「（自衛隊中央病院にあつては、二人）」を加え、同条第二項中「副院長は、」を「自衛隊中央病院の副院長は、防衛大臣の定めるところにより、自衛隊中央病院の」に改め、同条第三項中「副院長」の下に「（自衛隊中央病院にあつては、防衛大臣の指定する副院長）」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 自衛隊地区病院の副院長は、自衛隊地区病院の病院長を助け、院務を整理する。

第二百二十七条中第十二号を第十三号とし、第四号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 中央即応集団司令官

第四百四十三条中「第十号」を「第十一号」に改める。

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

第三条 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二旅団司令部の項の次に次のように加える。

中央即応集団司令部	中央即応集団司令官 中央即応集団副司令官 幕僚長	一種
-----------	--------------------------------	----

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部改正）

第四条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十

五号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中第二十七号を第二十八号とし、第四号から第二十六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 中央即応集団司令官

附 則

この政令は、平成十九年三月二十八日から施行する。

理 由

防衛庁設置法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、及び行政事務の円滑な遂行を図るため、防衛施設庁の建設部の所掌事務を改めるとともに、中央即応集団の組織及び編成に関し必要な事項を定め、防衛出動時に都道府県知事に対する物資の収用の要請等を行うことができる者等に中央即応集団司令官を加え、病院の副院長の定数等を改めるほか、中央即応集団司令官等の俸給の特別調整額を定める必要があるからである。